

フェリー秋田航路旅行商品造成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長距離フェリー秋田航路（以下「当航路」という。）を利用する旅行商品を企画・販売する事業者に対して支援を行うことにより、当該旅行商品の造成を促し、当航路の利用促進を図ることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は別表1及び別表2のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

(申請書の提出)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、フェリー秋田航路旅行商品造成支援事業承認申請書（様式第1号）を秋田県環日本海交流推進協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(事業の承認)

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めたときは、フェリー秋田航路旅行商品造成支援事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

(変更又は中止の承認)

第6条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第7条 実施事業者は、事業が完了したときは、フェリー秋田航路旅行商品造成支援事業実績報告書（様式第3号）に実績を確認できる書類の写し等を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、秋田県の協力を得ながら速やかに事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、交付額を確定し、フェリー秋田航路旅行商品造成交付額確定通知書（様式第4号）により実施事業者に通知するものとする。

(交付金の支払)

第9条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、交付金請求書（様式第5号）を会長に提出する

ものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の交付金請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第10条 秋田県又は一般社団法人秋田県観光連盟等が行う他の事業から既に支援等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(事業の経理等)

第11条 実施事業者は、事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第12条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）秋田着地とする旅行商品

区分	要件	交付額	
1 企画・プロモーション経費への支援	次の条件をいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の6月から7月まで又は9月から2月までの期間に催行を行うこと。 ・当航路を片道以上利用し、秋田県内の宿泊施設に1泊以上すること。 ・広告媒体等に当協議会から支援を受けていることを明記すること。 ・催行実績の確認が可能であること。 ・当該年度の3月5日までに実績報告書を提出可能であること。 	下表に定める額とする。	
		催行人数	交付額
		25人～49人	75千円
		50人以上	100千円

1) 日本国外の事業者への支援額については、円建て支援額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、支援金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。

別表2（第3条関係）秋田発地とする旅行商品

区分	要件	交付額	
1 企画・プロモーション経費への支援	次の条件をいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の6月から7月まで又は9月から2月までの期間に催行を行うこと。 ・当航路を片道以上利用すること。 ・広告媒体等に当協議会から支援を受けていることを明記すること。 ・催行実績の確認が可能であること。 ・当該年度の3月5日までに実績報告書を提出可能であること。 	下表に定める額とする。	
		催行人数	交付額
		10人～24人	50千円
		25人～49人	75千円
		50人以上	100千円

1) 日本国外の事業者への支援額については、円建て支援額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、支援金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。